

事務連絡
令和8年6月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和8年6月24日からの大雨に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について

令和8年6月24日からの大雨に伴う災害の被災に関して、被保険者がマイナ保険証又は資格確認書等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別途事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添1）に準じて取り扱われたい。

あわせて、災害が発生した場合における保険診療及び診療報酬等の取扱いについては、令和8年3月31日付け保医発0331第2号保険局医療課長通知「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（別添2）のとおり取り扱われたい。